

TSUBASA Lab. 会則

【名称】

第1条 本会は「TSUBASA Lab.」という。

【事務局】

第2条 本会は事務局を徳島市に置く。

【目的・活動の指針】

第3条 本会は、地域の活性化を目的とすると共に、その先にある未来の担い手である子ども達の夢や健やかな成長を応援する活動を行う。その為に様々な社会課題にも目を向け、社会貢献活動やボランティア活動を行う団体とする。

【事業】

第4条 本会は、第3条に定める目的の実現にむけて、次に掲げる活動をする。

- (1) 年1回マルシェを開催（SDGs啓発・ウクライナ支援・フードドライブなどを含む）
- (2) ウクライナ支援活動
- (3) Ms. ETHICALINK Japanへの支援活動（児童養護施設への贈品制作など）
- (4) 子どもの健やかな成長に携わる講師活動
- (5) 地域に活気・活力を生み出すための講師活動

【会員】

第5条 正会員のみとする

【役員】

第6条 会長、副会長、会計を置く

【会費】

第7条 0円とする